事　務　連　絡

令和４年３月１日

各福祉施設・事業所管理者　様

松山市保健所 保健予防課

福祉施設での新型コロナウイルス感染症のクラスター発生防止に向けた取り組みについて

日頃から新型コロナウイルス感染防止対策に御協力いただき感謝申し上げます。

市内の各施設・事業所におきましては、これまでに県や市からの通知を参考に感染防止対策に万全を期していただいているところですが、昨今、福祉施設でのクラスター事例が複数確認されている状況です。

引き続き感染対策の徹底をお願いするとともに、施設で陽性者が発生した際には迅速な対応が求められるため、改めて下記のことについて御確認と御準備いただきますようお願いします。

記

➀感染拡大防止の日々の取組みについて

〇施設内で陽性者が発生しても感染が広がらないような職員の配置や業務内容、

利用者へのサービス内容になっているかを確認

　　　・職員は全員、不織布マスクを正しく着用する。

　　　・職員は出勤時にユニフォームに着替えるか、利用者に直接接触する時にはガウン

　　　　を適切に着用する。

・職員の勤務エリアを固定したり、担当する利用者を限定するなど、職員が陽性者

になっても施設内で感染を広げないよう工夫する。

　　　・共有エリアだけでなく、入所者の部屋も定期的に換気を行う。

　　　・マスクを外す場面では「対面接触しない」「しゃべらない」「換気」を徹底する。

　　　・利用者にも可能な限りマスク着用をお願いする。

・3回目の予防接種がまだの場合は、速やかな接種を検討する。

・食事は職員と利用者は別々に取り、黙食を徹底する。

・食事場所はパーテーションを設置するか、人との距離を１ｍ以上は確保する。

　　　・入浴介助時、職員はマスクを着用し、介助する際は接触時間を15分以内とする。

②陽性者発生時の対応に向けた準備について

〇陽性者発生時に保健所に提供する情報の整理

・施設の情報（施設の概要 ※1、施設図面など）

・職員の情報（基礎情報 ※1、出勤記録、健康観察記録など）

・利用者の情報（基礎情報 ※1、基礎疾患 ※1、ケアマネ情報など）

　　※1 別添Excelデータですぐに提出できるように準備しておく。

　〇陽性者発生時の職員の役割分担（担当者）の決定

　　　・保健所など関係機関との窓口になる職員

・施設内の感染対策を行う職員

　　　・利用者やその家族等へ連絡する職員　など

　〇陽性者や濃厚接触者への対応に必要な衛生物品（※2）の備蓄

※2【必要となる衛生物品】

サージカルマスク、N95マスク、ヘッドカバー、長袖ガウン、使い捨て手袋、

フェイスシールド（又はゴーグル）等

このほか、消毒薬やゴミ袋などの使用量も増加するため備蓄しておく。

〇陽性発生時の嘱託医や協力医療機関との連携

・施設内で陽性者が療養することを想定し、管理体制や連絡方法を確認しておく。

　　緊急時の連絡先

毎日の入所者や職員の健康観察方法

新型コロナの検査方法

治療方法など

〇職員の応援体制の確保

・職員に陽性者や濃厚接触者が発生し、従事できる職員が大幅に減少することを

想定し、職員の応援体制を確立しておく。

（参考）

【陽性となった職員の従事について】

・陽性者は就業制限がかかるため療養解除となるまでは業務に従事できません。

陽性者が従事することは、他の職員や利用者への感染リスクを高める危険な

行為ですので絶対に出勤しないようにしてください。

【濃厚接触者となった職員の従事について】

・濃厚接触者は原則、陽性者との最終接触日の翌日から7日間は自宅待機になり

従事できません。また待機終了後も10日目までは健康観察を行ってください。

・濃厚接触者の職員で無症状の場合は、社会機能維持者の待機期間の短縮（検査

による陰性確認が必要）によって最終接触の翌日から数えて5日目から従事す

ることが可能です。

ただし、７日目までは仕事以外の外出を控え、公共交通機関の利用を避ける

ようにしてください。

【施設のゾーニングについて】

陽性者が発生した施設に対して、保健所はゾーニングや防護服の着脱など

感染対策について指導を行います。（別添資料参照）

問合せ先　　松山市保健所　保健予防課

TEL：089-911-1843 　FAX：089-911-1826

Mail：hokenyobou@city.matsuyama.ehime.jp